学校の働き方改革シンポジウム

みんなの笑顔のために

学校の働き方改革シンポジウムが昨年12月23日、「子ども・学校・地域　みんなの笑顔のために」をテーマに水戸市内で開かれた。長時間労働や教職員不足など学校を取り巻く問題について考えるのが目的で、子ども支援茨城連絡会（県PTA連絡協議会、県学校長会、県教職員組合）が主催。株式会社ワーク・ライフバランスの田川拓麿さんの基調講演に続き、パネルディスカッションでは、小・中学校教員と学校長、保護者のパネリスト4人がそれぞれの立場から学校をめぐる現状や考えを述べた。

基調講演

株式会社ワーク・ライフバランス
上級シニアコンサルタント
田川 拓麿さん

男性育休取得で命守って

働き方を人口構造の観点から見ると、「人口ボーナス期」と「人口オーナス期」があります。人口ボーナス期はその国の人口構造が経済にボーナスを与えてくれる時期で、日本では1960年ごろから90年代半ばまで続きました。一方、現在は人口オーナス期の真っただ中です。オーナスとは重荷、負担の意味で、人口構造がその国の経済の重荷になる時期です。

オーナス期のポイントは、生産年齢人口でありながら労働参画できていない人、女性、障害者、介護者といった人たちをいかに労働参画させられるかと、真に有効な少子化対策をできるかの2点です。

厚生労働省による第1子が生まれた家庭の追跡調査では、男性の家事、育児の参画時間が長い家庭ほど第2子が生まれる確率が高くなるというデータがあります。長時間労働を理由に第2子を諦めるようなことがあれば、非常に不幸な社会です。少子化対策と女性活躍に有効なのは、男性の働き方改革です。

もう一つ、ショッキングなデータですが、産後の妻の死因の1位は自殺です。産後うつが原因で、ピークは産後2週間から1カ月です。対策はシンプルで、まとまった7時間睡眠と朝日を浴びての散歩の2点です。男性が育児休業を取ることで、妻と子ども2人の命を救うことになります。令和の男子は8割が育休取得を希望しています。皆さまも命を守るための育休取得を後押ししてください。

オーナス期に勝つ組織となるための働き方のポイントは三つです。1点目は、なるべく男女ともに働くこと。2点目は、なるべく短時間で働くことで、慶應義塾大学の島津明人教授は「人間の集中力が発揮できるのは、朝、目覚めてから13時間以内。そして15時間を超えた脳は酒酔い運転と同じ集中力しか保てない」としています。3点目は、なるべく違う条件の人をそろえること。いかに付加価値を高め、社会の課題を解決するような新しい価値を創造できるかが今、求められています。

パネルディスカッション

■部活動

柳田　最初の話題は部活動についてです。部活動の地域移行が進んでいくことが予想されます。平澤先生、いかがですか。

平澤　部活動の地域移行はまだ一部だけで、ほとんどの市町村で進んでいないと思います。例えば、土日は指導員の方に見てもらい、平日は私たちが学校で見ますとなったとき、指導で言っていることに違いが出たりとか、土日の部活動の場所が学校以外の場合、移動中に事故などがあったとき、責任の所在や緊急連絡などをどうするのかという不安も耳にします。

柳田　義務教育学校の場合、部活動はどうなっていますか。

鈴木　義務教育学校では、前期課程（小学校相当）でも一部、部活動を担当している教員がおります。前期課程の教員は後期課程（中学校相当）と比べ、空き時間が少ないため、部活動の後に教材研究など自分の業務に当たることになり、退勤時間は遅くなりがちです。本校は大規模校で教職員数が多いので、副担任が部活動を担当する教師のフォローをするなど、組織として対応しています。

柳田　市村校長先生、部活動の改革についてお話ください。

市村　部活動の地域移行について、下妻市では2022年から検討委員会をつくり、間もなく一つの部活のモデル事業をスタートするところです。そこで一番ネックになっているのが指導者の確保です。地域の方を指導者にお願いする際は保護者や子どもたちのニーズに合うかの問題もあり、先行する自治体では先生方が兼職兼業でやっている例もあります。

柳田　部活が地域移行された場合には、経費が保護者負担となることもあるようです。保護者の立場としていかがですか。

草地　部活動の地域移行に関し、茨城県PTA連絡協議会では昨年度、保護者や中学校教員のアンケートを行いました。その中で出てきた一つがお金の問題でした。部活動は授業の一部ではないし、保護者も費用負担していかなければならないことが、今回の地域移行で分かってきました。

パネリスト
県PTA連絡協議会会長
草地　学さん

■教員不足

柳田　続いて教員不足の問題に移ります。それぞれの学校の実態はいかがですか。

平澤　私の学校では定数通りに配置がされ、担任がいないという状況ではありません。お休みの先生がいたときの代わりの先生がいなくて、困ったり不安を感じた時期もありました。

鈴木　本校は大規模校で業務量が多いのが実態です。つくば市では昨年度から学校サポーターが市内全校に導入され、働き方改革の面でとてもいい影響をもたらしてくれています。これまで教員が放課後や空き時間に行っていた学習プリントや配布文書の印刷などの作業を、今では学校サポーターさんが行ってくれるので、早く退勤できるようになりました。業務量が減ったことで教員一人一人の心に余裕ができ、より良い精神状態で仕事に取り組めています。

市村　各学校とも産休や育休、研修などで学期の途中に欠員となり、それを補う講師の先生がなかなかいないことに頭を悩ませています。本校では本年度、男性の先生4人が育休を取得しました。ただ、これは中学校だから可能だったと思います。補充の先生は見つからず、その間は授業の入れ替え等で周りがカバーするという状態でした。

柳田　保護者の立場としてはどうお感じですか。

草地　産休を控えた先生と話していて、何か後ろ髪を引かれるような、迷惑を掛け申し訳ないというような空気感がありました。それも代わりの先生がいないからです。会社のようにすぐにパートやアルバイトを入れられない労働環境は大変だなと感じます。

■保護者対応

柳田　三つ目の話題は保護者と学校との関係です。保護者対応が教員の大きな負担になっているとの指摘があります。

草地　保護者の側の要因としては、コロナ禍など大きな社会変化によるコミュニケーション不足と、義務教育を行政サービスと同等の教育サービスと考えて自分の子ども中心でしか物事を考えなくなってきたという2点があると思います。昔は地域全体、学校全体で子どもたちのために何かしていこうと考え、だからPTAをつくったんですね。それがPTA活動も変化してきて、みんなで協力して何かしようという気持ちが薄れています。先生がいて、そして保護者もいて、地域もいて、三位一体で子どもたちを育てていくことが重要です。コミュニケーション不足にならないよう、保護者が学校に行く機会を設けることも課題だと思います。

柳田　学校での現実はいかがですか。

平澤　保護者との関係は、いろいろ悩むこともあります。学校では、感情的になった保護者の方から批判の言葉をいただくような場面もあるのですが、スクールカウンセラーに間に入ってもらうことで、最近はそのようなこともなくなったと感じています。

鈴木　私がクラスの担任をする際、いつも心がけていたのは、保護者と信頼関係を築くことです。信頼関係を築いておくと、何かトラブルがあったときに大きなことが小さなことで済むんです。信頼関係がないと逆で、小さなことが大きなことになってしまいます。

市村　私も信頼関係が大事だと思います。普段から担任の先生や学年主任が保護者の方と連絡を密に取っているのに加え、下妻市では市のサポートセンター職員が学校の生徒指導部会に毎週来て、家庭訪問など非常に手厚いサポートをしてくれています。そういう周りのサポートをうまく活用することも重要です。

■まとめ

柳田　最後に、みんなの笑顔のために必要だと思われることを皆さんに一言ずつ伺います。

草地　（先生は）「聖職者」という考え方を変えるべきだと思います。今は労働者になっている部分がかなりあるはずです。学校に来るのが先生も楽しいし、そうなると子どもも親も楽しくなる。学校が、みんなが笑顔でいられる環境になればいいと願っています。

市村　学校の先生は、自分もそうですが、教員に憧れてなった方がたくさんいると思います。最初の志があるはずです。働きやすく、また、働きがいがある職業だとアピールできるような職場づくりが、真の働き方改革だと思っています。

鈴木　学校の働き方改革の視点で、「協働」が大事だと思います。教員が力を合わせることの協働、そして心を合わせることの協働、これはどんな環境でもできることです。保護者の方とも一緒に子どもを育てるという気持ちで向き合うことが大切だと思いました。

平澤　みんなが笑顔になるためにという言葉が浮かびました。学校にしても教員と保護者の関係にしても、結局は人と人です。思いやりの心を忘れず、相手のためにという気持ちを持つことが大事だと思いました。

柳田　ありがとうございました。輯学舎の卒塾生の一人が福島県で教員になって3年目ですが、ものすごく生き生きして、とても素晴らしい仕事だと言っています。そういう若い先生方を学校や保護者が、そして地域が育てていくという視点が大事だと思います。

パネリスト
つくば市立学園の森
義務教育学校教諭
鈴木 和夏さん

パネリスト
下妻市立東部中学校校長
市村 英二さん

パネリスト
行方市立玉造中学校教諭
平澤 聡太さん

コーディネーター
「輯学舎」学舎長
茨城新聞客員論説委員
柳田 尚久さん

企画制作・茨城新聞社営業局

ご存知ですか？教員の勤務実態

勤務時間（7時間45分）		時間外
授業時間	放課後	放課後
授業・授業準備、採点業務、会議、部活動指導、家庭連絡、保護者対応、事務作業など		

時間外になると、部活動も授業準備も全て**「自主的・自発的業務」**とみなされ、時間外手当（残業代）もありません。

教育職員は「給特法」という50年以上前に制定された法律により給与や労働条件が定められており、原則として

- ◆時間外勤務を命じないこと
- ◆時間外手当や休日勤務手当を支給しない代わりに、給与月額の4%に相当する額を「教職調整額」として支給すること

が定められています。2022年度に文科省が実施した「教員勤務実態調査」では、小中学校教員が1日に約3時間の時間外勤務をしていることが分かっています。ところがこの調整額の「4%」は、1週間あたりにしても約2時間分。このことから、「教員は定額働かせ放題だ」と揶揄されることもあります。

シンポジウムでも話題にあがったように、教職員不足は喫緊の課題。教職員のなり手を増やし、子どもたちの「ゆたかな学び」を保障するためにも、「給特法」の廃止・抜本的見直しが必要です。